二七〇の一、二七〇の二、二七〇の四、二七一、二七一の一、二七二、二七二の一、二七三、二七四、二七六、二七七の一、二七七の二、二七九、二七九の一、二八〇、二八一、二八一の一、二八二、二八三の一、二八三の二、二八四から二八六まで、二八六の一から二八六の三まで、字下大平山五六〇、字畑山五六二の三、五六五の二、五六六の二、国府町高岡字高山岳九〇八、字一ツ谷九〇九、国府町栃本字尾崎平六八三の六から六八三の九まで、六八三の一一、六八三の一六、六八三の二八から六八三の三七まで、六八三の三九、六八三の四一から六八三の四四まで、六八三の四九、六八三の五〇

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(1)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

所　鳥取県鳥取市国府町岡益字イヂラ山六四二、字大堤谷六四三、字笑道六四八の一、六四八の六、字繁谷北六八五、六八八、六九〇、六九〇の三、字細尾山六九五の一、六九五の二、国府町美歎字小鉄甲六七〇の二、国府町高岡字小柳内谷九四九の一、九四九の三から九四九の一五まで、国府町神垣字奥松尾六一四の二

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字繁谷北六八五（次の図に示す部分に限る。）、六八八、六九〇、六九〇の三、字細尾山六九五の一、六九五の二

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(1)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

所　鳥取県鳥取市国府町宮下字奥新場谷六三七の二、字矢谷六三八の二、六三九、字上之山六五四の二、六五四の三、字銭ヶ谷六五九の一（次の図に示す部分に限る。）、国府町町屋字頂五五六、五五六の一、字天神谷五六四、字鷺山五六五の一、五六五の二、字口ヲツ谷五六六の二、字甑山五七四の二、国府町美歎字岡ノ尾六二六、字岩ヶ平七四五の一五、七四五の一六、字護喜田七五六、国府町高岡字中尾九四七、国府町神垣字薮ノ内二四七の二、字反田二五〇の二、国府町三代寺字袋谷四五七の三、四五七の六から四五七の八まで、四五七の一〇、国府町広西字大谷五一一の七、五一一の一〇、五一一の一六から五一一の二〇まで、五一一の二五、国府町清水字高平四〇二の二、国府町新井字陰滑三五七の三、字大畑ヶ三五九の二、国府町中河原字穴ヶ田三五四、三五四の一、三五四の二、三五五の一から三五五の四まで、三五六から三五八まで、三五八の一、三六〇から三六六まで、三六九、三六九の一、三七〇、字ナル畑三五九、三五九の二、三六一の一から三六一の五まで、三七一から三七四まで、四五九の一から四五九の三まで、四六〇の一、四六〇の二、字石田口三七五、三七五の一、三七六、三七六の一、三七八、三七九、三七九の一、字芋堀土居四六一の一、四六一の二、四七〇の一から四七〇の三まで、字落シ平五五七の二、国府町荒舟字向河原二七の一、字向山六三六の一、国府町町上荒舟字畑ノ谷四四六、四四六の一、四四七、字宮ノ後五六二の一（次の図に示す部分に限る。）、字小虫谷奥六四四の二〇、六四四の二一、六四四の六二、六四四の六三、六四四の六七、六四四の六九、字上地谷口六九三

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第七百四十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の事業計画の変更（第三回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年七月十三日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成十二年一月二十七日から平成三十一年三月三十一日まで

三　施行地区　千葉県木更津市中島字台畑、字上台畑、字下台畑、字下野際、字中野際、字上野際、字外原、字塩場、字中船倉、字上船倉、字南出戸、字新開、字野際及び字原並びに牛込字塩場の全部

木更津市中島字十六島、字出戸、字吉原、字鮒堀、字上塩場、字下塩場、字山王原、字山王、字船倉、字河迎、字南河迎、字下ノ組、字浜戸、字浜戸ノ組、字鯨ノ組、字東ノ組、字西ノ後、字越巻、字上前河原、字前河原及び字林畑並びに牛込字八王子及び字高須並びに中野字日枝前、字俣の砂、字北村、字向野及び字田向の各一部

四　土地区画整理事業の名称　木更津都市計画事業金田東特定土地区画整理事業

五　事務所の所在地　千葉県木更津市潮見七丁目三番一号

六　事業計画の認可の年月日　平成十二年一月二十七日

七　事業計画の変更（第三回）の認可の年月日　平成二十三年七月十三日

○国土交通省告示第七百四十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の事業計画の変更（第四回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年七月十三日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成十二年十一月六日から平成三十年三月三十一日まで

三　施行地区　静岡県浜松市浜北区大字内野字辺田平、字太田坊、字八丁谷、字大谷の各全部、大字内野字山新田石、字二本ヶ谷、字西町石、字染地石、字孫助山、字権現平山、字富岡の各一部、大字平口字姥ヶ谷、字己ノ山の各一部、内野台二丁目、内野台三丁目、内野台四丁目の各一部、大字内野の一部

四　土地区画整理事業の名称　浜松都市計画事業浜北新都市土地区画整理事業

五　事務所の所在地　静岡県浜松市浜北区内野台四丁目四十一番五号

六　事業計画の認可の年月日　平成十二年十一月六日

七　事業計画の変更（第四回）の認可の年月日　平成二十三年七月十三日

○海上保安庁告示第百四十八号

海上保安庁法施行令（昭和二十三年政令第九十六号）第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年七月十三日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示

第一条　海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表巡視船の部中「PS107　たかちほ」を削る。

第二条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

別表巡視船の部中「PS16　のばる」を「PS17　のばる　PS16　たかちほ」に改める。

附　則

この告示中第一条の規定は平成二十三年八月一日から、第二条の規定は平成二十三年八月二十四日から施行する。